

報 告 書

「中長期在留者の在留管理制度等の
施行状況に係る検証結果について」
(案)

平成30年3月

法務省入国管理局

はじめに	1
第1章 在留管理制度等の概要	1
第1 制度改正の経緯	1
第2 改正された主な制度	2
1 中長期在留者の在留管理制度の構築	2
2 特別永住者に対する措置	3
3 外国人登録制度の廃止	3
4 適法に在留する外国人の利便性の向上	3
第2章 改正された制度の概要と施行状況等	4
第1 在留カード及び特別永住者証明書	4
1 在留カード等の交付	4
2 在留カード等の記載事項	5
3 在留カード等の有効期間	8
第2 中長期在留者の届出義務	9
1 住居地の届出	10
2 住居地以外の届出	10
3 事実の調査	12
第3 法務大臣と市区町村の情報連携	13
1 制度の概要	13
2 施行状況等	13
第4 特別永住者の届出義務	14
1 制度の概要	14
2 施行状況等	14
第5 外国人登録制度廃止に伴う影響	15
1 制度の概要	15
2 制度廃止に伴う影響	15
第6 再入国許可制度の緩和	15
1 みなし再入国許可	15
2 再入国許可の有効期間の伸長	16
第3章 在留管理制度等に係る意見・要望及びそれに係る検証	17
第1 在留カード等に関する検証	17
1 在留カード等の交付	17
2 在留カード等の記載事項	18
3 在留カード等の有効期間	19
4 検証結果	20
第2 中長期在留者の届出義務に関する検証	21
1 住居地届出	21
2 住居地以外の届出	21
3 検証結果	22
第3 外国人登録制度廃止に伴う影響に関する検証	23

1	意見・要望とそれに対する検討	23
2	検証結果	24
第4	再入国許可制度の緩和に関する検証	24
1	みなし再入国許可	24
2	再入国許可の有効期間の伸長	25
3	検証結果	25
第4章	今後の在留管理の在り方	25
第1	在留管理制度の課題	25
第2	在留外国人を取り巻く状況の変化への対応	25
おわりに		27

はじめに

平成21年7月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号。以下「平成21年改正法」という。）により、技能実習制度の見直しに係る措置、入国者収容所等視察委員会の設置、中長期在留者に係る在留管理制度の創設及び上陸拒否の特例に係る措置等を講ずることとなり、公布後、順次施行された。その中でも、平成24年7月9日に施行された^{*1}中長期在留者に係る在留管理制度の創設及び特別永住者制度の一部見直しは、従来の在留外国人に係る在留管理の制度を大きく変更するものとなった。

平成21年改正法のうち、中長期在留者に係る在留管理制度に関連する規定については、平成21年改正法附則第61条（以下「附則第61条」という。^{*2}）において、政府は、施行後3年を目途として施行の状況を必要に応じて検討することが規定された。

本報告書は、附則第61条の規定に基づき、平成24年7月9日から平成29年末までの間の施行状況について、統計情報及び改善すべきものとして関係団体や地方入国管理局等から寄せられた意見・要望を整理し、法務省入国管理局（以下「当局」という。）において検証し、その結果を取りまとめたものであり、本年3月29日に開催された第7次政策懇談会第10回会合において了承されたものである。

【P】

第1章 在留管理制度等の概要

第1 制度改正の経緯

従前の在留管理制度は、法務大臣が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）により、外国人の入国時や在留期間の更新許可等の各種申請・処分時に外国人から必要な情報を取得し、在留期間の途中における居住地等の変更については、市区町村で手続を行う外国人登録制度を通じて把握するものであった。この仕組みによる問題点として、適正な在留管理が十分に行われていないことなど以下の点について主に指摘されていた。

- ① 在留期間の途中に転職又は居住地等の異動が発生しても、外国人が法務大臣にその旨を届け出る義務がない
- ② 法務大臣は、外国人登録制度を通じて提供された情報についての調査を行う権限がないため、在留期間の途中における事情の変更に伴う在留

^{*1}平成24年7月9日の施行（日）については、以下「平成24年7月施行（日）」という。

^{*2}附則第61条

政府は、この法律の施行後3年を目途として、新入管法及び新特例法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 資格の取消事由等に該当する場合の対応が必ずしも十分に行えていない
- ③ 外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく登録申請における虚偽申請又は申請義務違反が、在留資格の取消しや退去強制等の入管法上の処分と直接関連付けられていない
 - ④ 外国人の在留情報は、入管法に基づく手続時と外国人登録法に基づく手続時に取得されるものがあり、法務大臣と市区町村の長による二元的な把握・管理がなされており、行政の非効率や外国人への負担が生じている
 - ⑤ 外国人登録法が短期滞在者から特別永住者、さらには不法滞在者まで幅広く対象としているにもかかわらず、登録事項はほぼ一律となっていることから、法務大臣が在留資格に応じた在留情報を的確に把握し、適正な在留管理を必ずしも十分に行うことができていない

こうした問題点に対する各方面からの御意見等^{*3}を踏まえ、平成21年に入管法改正を行い、法務大臣が外国人の在留管理に必要な情報を入管法に基づき一元的に正確、かつ、継続的に把握するとともに、外国人住民に対する各種行政サービスを向上させるため、必要な情報を市区町村に提供する制度の構築を図ることとしたものである。

第2 改正された主な制度

1 中長期在留者の在留管理制度の構築

我が国に在留する外国人のうち、一部を除く外国人について「中長期在留者」^{*4}と定義するとともに、在留管理制度の対象とし、在留カードを交付することとした。

中長期在留者に交付される在留カードには、法務大臣が継続して把握する情報のうち、重要な情報である氏名、国籍等の身分関係情報及び在留資格、在留期間等の在留情報に加え、就労制限の有無、住居地等が記載されることとなった。また、中長期在留者は、在留期間の途中にその国籍、氏名等の身分関係情報に変更が生じた場合には地方入国管理官署で、住居地に変更が生じた場合には市区町村を通じて、それぞれ法務大臣への届出を行うこととなった。

さらに、中長期在留者の活動状況を把握するために、中長期在留者のうち、

^{*3} 外国人集住都市会議による提言、自民党政務調査会による提言及び規制改革・民間開放推進会議第3次答申等から、在留外国人の入国後の在留管理の強化等に関する規定が設けられた。

また、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である第5次出入国管理政策懇談会の下に設置された在留管理専門部会（以下「在留管理専門部会」という。）において議論された結果を基に作成され、法務大臣に提出された「新たな在留管理制度に関する提言」をも踏まえている。

^{*4} 中長期在留者に該当しない外国人は次の外国人をいう。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された者
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- ④ ①から③の外国人に準ずる者として法務省令で定めるもの
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない者

「企業内転勤」等の就労資格や「留学」，「日本人の配偶者等」といった在留資格を有する者については，所属機関や配偶者に関して変更が生じた場合には，法務大臣への届出を要することとした^{*5} ほか，中長期在留者を受け入れている所属機関についても届出の規定^{*6} を設けた。

2 特別永住者に対する措置

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者^{*7} については，中長期在留者の在留管理制度の導入に伴い外国人登録制度が廃止されたため，これに併せて特別永住者の利便性を向上させるための制度の一部見直しが行われた。

特別永住者に対しては，法務大臣がその法的地位を証明する特別永住者証明書を交付し，特別永住者は，氏名，生年月日等の身分関係情報や住居地に変更が生じた場合には，従来どおり，市区町村を通じて法務大臣への必要な届出を行うこととなった。

3 外国人登録制度の廃止

中長期在留者の在留管理制度の導入に併せて，住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）が改正され，外国人住民^{*8} に係る住民票が作成されることとなり，外国人の居住関係及び身分関係を明確にすることを目的として，我が国に在留する外国人の登録を実施するために施行されていた外国人登録法は廃止された^{*9}。

これに伴い，法務大臣からは外国人の住民票を備える市区町村の長に対して，氏名，生年月日等の身分関係情報や在留資格及び在留期間に係る在留情報の変更等があったときはこれを通知し，市区町村の長からは住民基本台帳法に基づく外国人住民の住民票の記載，消除又は記載の修正に係る情報を法務大臣に通知することとなったほか，中長期在留者又は特別永住者から住居地に係る届出があった場合には，市区町村の長は法務大臣に当該住居地に関する情報を伝達することとされた^{*10}。

4 適法に在留する外国人の利便性の向上

中長期在留者の在留管理制度の導入に伴い，中長期在留者の在留情報を正確かつ継続的に把握することが可能となったことから，中長期在留者に対する在留期間及び再入国許可の有効期間の上限を「3年」から「5年」に引き

*5 入管法第19条の16

*6 入管法第19条の17

*7 特別永住者とは，平和条約国籍離脱者とその子孫のことをいう（特例法第2条）。

*8 外国人住民とは，中長期在留者，特別永住者，一時庇護許可者，仮滞在許可者及び出生又は国籍喪失に伴う経過滞在者をいう（住民基本台帳法第30条の45）。

*9 外国人登録法の廃止に伴い，それまで市区町村が保管していた外国人登録原票は法務省が回収の上，電子データとして保有することとなった。

*10 中長期在留者又は特別永住者から住居地の届出があった場合における当該届出に係る住居地等の法務大臣への伝達については，地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する「第一号法定受託事務」とされている（入管法第68条の2，出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号）第2条，特例法第24条及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成23年政令第420号。以下「特例法施行令」という。）第3条）。

上げた。また、出国後1年以内に再入国する場合は事前の再入国許可取得を原則として不要とする「みなし再入国許可」制度を導入し、中長期在留者が再入国許可手続を含む各種手続のために地方入国管理官署に出頭するなどの負担が大幅に緩和された。

なお、特別永住者については、再入国許可の有効期間の上限を「4年」から「6年」に引き上げ、みなし再入国許可の有効期間を出国後2年以内とした。

第2章 改正された制度の概要と施行状況等

第1 在留カード及び特別永住者証明書

1 在留カード等の交付

（1）制度の概要

ア 在留カード

在留カードは、新規に上陸許可を受けた場合、在留資格変更許可等によって新たに中長期在留者となった場合及び在留期間更新許可を受けた場合に地方入国管理官署において交付される。また、平成24年7月施行日以前から我が国に在留し、同施行日以降も中長期在留者として在留を継続している外国人に対しても交付され、交付を受けた中長期在留者は在留カードを常時携帯する必要がある。

イ 特別永住者証明書

特別永住者証明書の交付に係る事務は、法務大臣が特例法第5条に基づく特別永住許可に伴う特別永住者証明書の交付を行うときを除き、市区町村が処理する第一号法定受託事務とされている^{*11}。

特別永住者が特別永住者証明書等の有効期間更新許可申請等により新たに特別永住者証明書の交付を受けようとする場合には、当該特別永住者が居住している市区町村の長を経由して法務大臣に対して申請等を行い、法務大臣に当該申請書類等が送付され、法務大臣は当該申請等に基づいて特別永住者証明書を作成し、市区町村の長を経由して、特別永住者に交付することとなる。

なお、特別永住者には特別永住者証明書の提示義務はあるものの、常時携帯義務はない。

（2）施行状況等

ア 交付状況

在留カード及び特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）の交付開始に当たっては、円滑な移行ができるよう、平成24年7月施行日前の事前交付申請制度を設けるとともに、幅広く広報活動を行った。

その一方で、一部の地方入国管理官署において在留カード等発行シス

*11 特例法第24条、特例法施行令第1条・第2条・第8条

テムの障害により，在留カード等に電子署名の書込みができなくなるといった不具合が発生するといった混乱も起きたが，こうした状況は施行日から約1か月で解消し，在留カード等の交付事務は円滑に行われている。

イ 交付件数

平成24年7月施行日から平成29年末までの在留カード等の交付件数（住居地以外の記載事項の変更によるものは除く。）は図表1のとおりである。

平成27年の在留カード等の交付件数が，平成26年に比べ大幅に増加したのは，みなし在留カード又はみなし特別永住者証明書^{*12}から在留カード等への切替え期限が平成27年7月8日までとなっていた者からの切替交付申請が集中したこと及び中長期在留者が平成26年と比べて約12万人増加したことなどが考えられる。

中長期在留者については増加傾向にあることから，今後も在留カードの交付件数は増加基調になるものと考えられる。

図表1：在留カード及び特別永住者証明書交付件数（住居地以外の記載事項の変更届出によるものを除く）

（単位：件）

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
在 留 カ ー ド	交付件数 （再交付を除く）	626,973	1,012,979	956,285	1,071,860	1,051,251	約1,195,000
	再交付件数	9,202	26,732	31,298	35,328	37,906	約41,000
特別永住者証明書	交付件数 （再交付を除く）	10,111	13,991	46,794	92,732	38,679	約35,000
	再交付件数	1,439	3,994	4,253	4,570	3,280	約5,000

※ 平成29年の在留カード及び特別永住者証明書の交付件数は速報値のため概数である。

2 在留カード等の記載事項

（1）制度の概要

ア 在留カード

在留カードの記載事項は，個人情報保護の要請，記載事項の正確性を維持する必要性及び外国人の負担等を考慮し，必要最小限にとどめることといった観点から検討した結果，法務大臣が継続して把握する必要がある図表2の①から⑧までに掲げる情報とすることとした。このうち，

*12 平成21年改正法の経過措置として，平成24年7月施行日に中長期在留者又は特別永住者が所持する旧外国人登録証明書は，一定期間，それぞれ在留カード又は特別永住者証明書とみなされることとされた。「みなし在留カード」及び「みなし特別永住者証明書」とは，当該経過措置によって在留カード等とみなされる旧外国人登録証明書のこと。

中長期在留者が同表①及び②の記載事項に変更が生じたときは、当該変更の事由が発生した日から14日以内に届出を行う必要がある。

なお、氏名の記載はローマ字表記としているが、中長期在留者が漢字氏名の表記を希望する場合には、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成23年法務省告示第582号）に規定する正字をもって行うこととなる。

また、在留カード番号については、平成21年改正法の附帯決議^{*13}を受けて交付ごと（再交付を含む。）に異なる番号を定めることとされている^{*14}。

図表 2：在留カードの記載事項

- ①氏名，生年月日，性別及び国籍（又は入管法第2条第5号ロに規定する地域）②住居地
③在留資格，在留期間及び在留期間の満了日 ④許可の種類及び年月日
⑤在留カード番号，交付年月日及び有効期間満了日 ⑥就労制限の有無
⑦資格外活動許可の有無 ⑧在留資格変更許可申請中又は在留期間更新許可申請中である旨

イ 特別永住者証明書

特別永住者証明書の記載事項は、個人情報保護の観点や特別永住者の負担軽減等を考慮して必要最小限の情報を記載することとし、図表3の①から④までに掲げる情報を記載することとした。中長期在留者と同様に同表①及び②の記載事項に変更が生じたときは、当該変更事由の生じた日から14日以内に届出を行う必要がある。

特別永住者証明書に記載される氏名もローマ字表記としているが、漢字氏名の併記を希望する者に対しては漢字氏名を表記できることとなっている。

なお、特別永住者証明書の番号についても在留カードの番号と同様に

*13 平成21年改正法の附帯決議

在留カード及び特別永住者証明書の番号については、これらの番号をマスターキーとして名寄せがなされることにより外国人のプライバシーが不当に侵害されるという疑念が生じないよう、外国人の個人情報の保護について万全の配慮を行うこと。

*14 入管法第19条の4第2項

交付ごとに（再交付を含む。）異なる番号を定めることとされている^{*15}。

図表 3：特別永住者証明書の記載事項

特別永住者証明書 ③ 番号 EF 12345678GH

① 氏名 洪 吉童 HONG KILDONG
 生年月日 1970年03月31日 性別 男 M.
 国籍・地域 韓国
 ② 住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ302号
 ④ この証明書は 2020年03月31日まで有効です。
 交付年月日 2013年11月12日

④ 交付年月日	② 住居地	記載者印
2019年1月21日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京港区長

- ① 氏名，生年月日，性別及び国籍（又は入管法第2条第5号ロに規定する地域）
- ② 住居地
- ③ 特別永住者証明書の番号
- ④ 交付年月日及び有効期間満了日

ウ 外国人登録証明書との記載事項の違い

（ア）「国籍・地域」の記載

在留カード等では、「国籍・地域」を記載することとし，入管法第2条第5号ロに規定する政令で定める地域である「台湾」及び「ヨルダン川西岸地区及びガザ地区（パレスチナ）」も記載可能となった。

（イ）住居地の記載

外国人登録証明書では，公園や路上等も含む「居住地」を記載していたが，我が国における主たる住居の所在地である「住居地」を把握することとなったので，在留カード等には「住居地」を記載することとなった。

（ウ）その他

在留カード等には必要最小限の情報のみが記載されることとなったため，外国人登録証明書の記載事項から大幅に削減された^{*16}。

（2）施行状況等

在留カード等の住居地以外の記載事項の変更届出による年別交付件数は図表4のとおりである。

*15 特例法第8条第2項

*16 外国人登録証明書の記載事項で在留カードに記載をしなくなったもの

①国籍の属する国における住所又は居所，②出生地，③職業，④旅券番号，⑤旅券発行の年月日，⑥上陸許可の年月日，⑦世帯主の氏名，⑧世帯主との続柄，⑨勤務所又は事務所の名称及び所在地，⑩通称名（外国人登録法上の記載事項ではないが，便宜的に記載されていたもの）

図表４：在留カード等の住居地以外の記載事項変更届出に基づく交付件数

（単位：件）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
在留カード	6,279	4,630	3,953	4,520	4,305	約4,670
特別永住者証明書	684	1,454	1,234	1,191	1,010	約970

※ 平成29年の在留カード及び特別永住者証明書の交付件数は速報値のため概数である。

３ 在留カード等の有効期間

（１）制度の概要

ア 在留カード

中長期在留者に交付した在留カードについては、定期的に記載事項の情報の正確性を確認する必要があることから、在留カードに有効期間（図表５）を設けている。

なお、16歳未満の中長期在留者に交付される在留カードには顔写真が表示されないため、16歳の誕生日を迎える際に在留カードの有効期間の更新申請を行わせ、顔写真の表示のある在留カードを交付することとしている。

また、平成24年７月施行日に中長期在留者が所持していた旧外国人登録証明書は、当該中長期在留者の区分に応じて最長平成27年７月８日まで在留カードとみなされるとともに、当該期間満了までに在留カードへの切替えに係る手続を行わなければならないこととされていた。

図表５：在留カードの有効期間満了日

	16歳未満	16歳以上
永住者	16歳の誕生日	交付の日から７年を経過する日
高度専門職２号		
永住者・高度専門職２号以外	在留期間の満了日又は 16歳の誕生日のいずれか早い日	在留期間の満了日

イ 特別永住者証明書

特別永住者は在留管理制度の対象とはしていないものの、我が国に在留する外国人であるため、この者に交付した特別永住者証明書については、定期的に記載事項の情報の正確性を確認する必要があることから、特別永住者証明書にも有効期間（図表６）を設けている。

なお、平成24年７月施行日に特別永住者が所持していた旧外国人登録証明書は、当該特別永住者の区分に応じ、一定期間、特別永住者証明書

とみなされている^{*17}。

図表 6：特別永住者証明書の有効期間満了日

16歳未満	16歳以上
16歳の誕生日	当該特別永住者証明書を交付することとなる申請・届出後（有効期間更新申請の場合は、前回の有効期間満了日後）の7回目の誕生日

（２）施行状況等

ア 永住者の在留カードへの切替え状況

外国人登録を行っていた永住者は、平成27年7月8日までに旧外国人登録証明書（みなし在留カード）を在留カードに切り替える必要があったが、平成26年9月時点で、約15万人の永住者が在留カードに切り替えていないことが確認されたため、これら未切替の永住者に対して、切替を促す個別通知の発送を開始するなどして在留カードへの切替え指導を強力に推進した。

この結果、平成29年末時点で在留カード未切替の永住者は、永住者全体の約0.3パーセントに当たる約2,000人（再入国許可による出国中の約1,200人を含む。）と大幅に減少した。

イ 特別永住者証明書の有効期間更新状況

特別永住者についても、平成26年9月時点で、平成27年7月8日までに旧外国人登録証明書（みなし特別永住者証明書）を特別永住者証明書を切り替える必要がある者が約8万人確認されたため、同月から未切替者に対する切替を促す個別通知の発送を開始した。

この結果、平成29年末時点で特別永住者証明書への切替が必要な者のうち、切替が未了の者は約8,800人（再入国許可による出国中の約160人を含む。）となった。

なお、平成26年9月に開始した個別通知の発送は、現在も継続して実施しており、現在は、16歳の誕生日を迎える永住者及び特別永住者並びにみなし特別永住者証明書の有効期間更新申請が必要な特別永住者に対して送付している。

第2 中長期在留者の届出義務

*17 みなし特別永住者証明書の有効期間

- ① 施行日に16歳に満たない者 16歳の誕生日
- ② 施行日に16歳以上の者で、旧外国人登録法上の登録又は最後の更新を受けた日後7回目の誕生日が平成27年7月8日までに到来する者 平成27年7月8日
- ③ 施行日に16歳以上の者で、旧外国人登録法上の登録又は最後の更新を受けた日後7回目の誕生日が平成27年7月8日より後に到来する者 当該7回目の誕生日

1 住居地の届出

（１）制度の概要

我が国に新規に入国した場合、在留資格変更許可等を受けるなどして新たに中長期在留者となった場合又は中長期在留者が住居地を変更した場合には、当該中長期在留者は住居地を定めた日又は変更した日から14日以内に住居地の市区町村の長に対して在留カードを提出して、当該市区町村の長を経由して法務大臣に住居地を届け出る必要がある。

（２）施行状況等

中長期在留者には、確実に住居地の届出を行ってもらうため、新規上陸許可時や在留資格変更許可時等の場面で住居地の届出に関するリーフレットを配付しているほか、市区町村の窓口におけるリーフレットの配付を市区町村に協力依頼し、住居地の届出の履行を促している。

また、住居地の届出を行っていない中長期在留者を発見した場合には、入管法第19条の19の規定に基づく調査（以下「事実の調査」という。）を行うなどして、住居地の届出指導を行っており、住居地の届出はほぼ履行されている。

今後も引き続き、上記リーフレットの配付等を通じて住居地の届出が確実に履行されるよう努めていくこととする。

2 住居地以外の届出

（１）制度の概要

ア 中長期在留者の届出義務

法務大臣は、中長期在留者の在留管理に必要な情報を継続的に把握する必要がある^{*18} ところ、これを担保するものとして、中長期在留者は、住居地以外の在留カード記載事項の変更及び所属機関等に関する事項に係る一定の事由（以下「住居地以外の届出事由」という。）が生じたとき^{*19} は、当該事由が発生した日から14日以内に法務大臣に届け出なければならないこととしている。

イ 所属機関による届出

中長期在留者に係る在留状況を継続的に把握するための制度として、一部の就労資格を有する者や留学生を受け入れている所属機関についても、受入れの開始及び終了、その他の受入れの状況に関する事項を法務大臣に届け出るよう努めなければならないこととした^{*20}。

（２）施行状況等

*18 入管法第19条の18

*19 住居地以外の届出事由

① 在留カードの記載事項（身分事項）に変更が生じたとき

② 就労資格や「留学」等の在留資格を有する者は、所属機関に関して変更が生じたとき

③ 「家族滞在」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格を有する者は、配偶者との離婚又は死別したとき

*20 就労資格を有する者を受け入れている機関のうち、雇用対策法（昭和41年法律第132号）第28条第1項の規定により厚生労働大臣に届出をしなければならない事業主は法務大臣への届出対象から除かれている。

ア 中長期在留者の届出義務

中長期在留者からの所属機関等に関する届出は、郵送又は窓口による届出に加え、平成25年6月からは「入国管理局電子届出システム」による電子届出も可能となった。

年別の中長期在留者からの所属機関に係る届出件数は図表7のとおり、年々増加しているが、届出自体について不知である者又は届出義務が発生しているにもかかわらず、届出は必要ないと判断するなどして届出を履行していない者に対しては、事実の調査を実施し届出指導を行っている。

届出件数は年々増加しているところ、これは中長期在留者が増加していることに加え、在留審査や事実の調査等の場面で未届出者に対する届出指導を行うなどの取組^{*21}により、中長期在留者に届出制度が浸透していることが要因と考えられる。

しかし、依然として届出制度について不知である者も存在していると考えられるので、更なる周知を図るための広報活動を継続していく必要がある。

図表7：中長期在留者による所属機関に係る届出件数

（単位：件）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
届出件数	1,470	26,368	54,087	77,371	100,542	約138,000

※ 平成29年の件数は速報値のため概数である。

イ 所属機関による届出

中長期在留者を受け入れている所属機関からの届出についても、郵送又は窓口による届出に加え、電子届出も可能となっている。

年別の所属機関による届出の件数は図表8のとおり、年々増加しているものの、雇用対策法の規定に基づく届出義務がある事業主は入管法の規定による届出対象から除かれていることもあり、所属機関による届出の大半は留学生を受け入れている機関からとなっている。

なお、雇用対策法第29条の規定に基づき厚生労働大臣から提供される雇用対策法上の届出情報と、入管法上の中長期在留者からの届出情報を突合し、中長期在留者の在留状況を継続的に把握することとしているが、雇用対策法の届出義務が課されている事業主のうち個人事業主等は、同法の届出義務を履行していない場合がある。

*21 例えば、「留学」の在留資格を有する者のうち、除籍となった者等については、受入（教育）機関から受入終了の届出があるにもかかわらず、中長期在留者本人からの届出が確認できない場合などに事実の調査を行うこととなる。

図表 8：所属機関による届出件数

（単位：件）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
届出件数	101,924	288,213	366,623	454,556	510,203	約593,000

※ 平成29年の件数は速報値のため概数である。

3 事実の調査

（1）制度の概要

中長期在留者の在留管理に必要な情報は、正確かつ最新の内容に保つこととされており^{*22}、中長期在留者に関する情報の継続的把握のため必要があるときは、中長期在留者に係る届出事項について、事実の調査を行うことができることとなった。

事実の調査の対象は、中長期在留者の住居地の届出に関すること、住居地以外の在留カードの記載事項（氏名、生年月日、国籍・地域等）の届出に関すること、中長期在留者の所属機関等の届出に関すること及び所属機関による届出に関することである。

（2）施行状況等

事実の調査の処理件数は図表 9 のとおりであるところ、このうち平成29年の状況は、届出指導を行ったものが888件（全体の約29.5パーセント）であり、事実の調査を端緒に在留資格取消事由又は退去強制事由に該当する可能性のある事案と判断し、関係部門に通報した事案は554件（全体の約18.4パーセント）であった。また、届出が履行されていることが判明したり、虚偽の届出に係る疑義が払拭されたものが424件（全体の約14.1パーセント）であった。

事実の調査における届出指導の結果、大半の者が届出を行い、正確な情報の確保という観点から一定の効果があると認められる。

このように事実の調査は、中長期在留者からの届出情報と関係機関等から提供された情報等を突合し、届出義務を履行していない者への指導を行うほか、調査の過程で、虚偽の届出を行っている者や当局が把握している在留資格等の在留情報と在留実態が乖離している者等のいわゆる「偽装滞在者」の発見の端緒となっており、中長期在留者の適正な在留を担保するための一つの重要な手段であり、更なる調査体制の充実・整備等について検討していく必要がある。

図表 9：事実の調査処理件数

（単位：件）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
実施件数	344	2,475	2,802	3,320	2,836	3,010

*22 入管法第19条の18第2項

第3 法務大臣と市区町村の情報連携

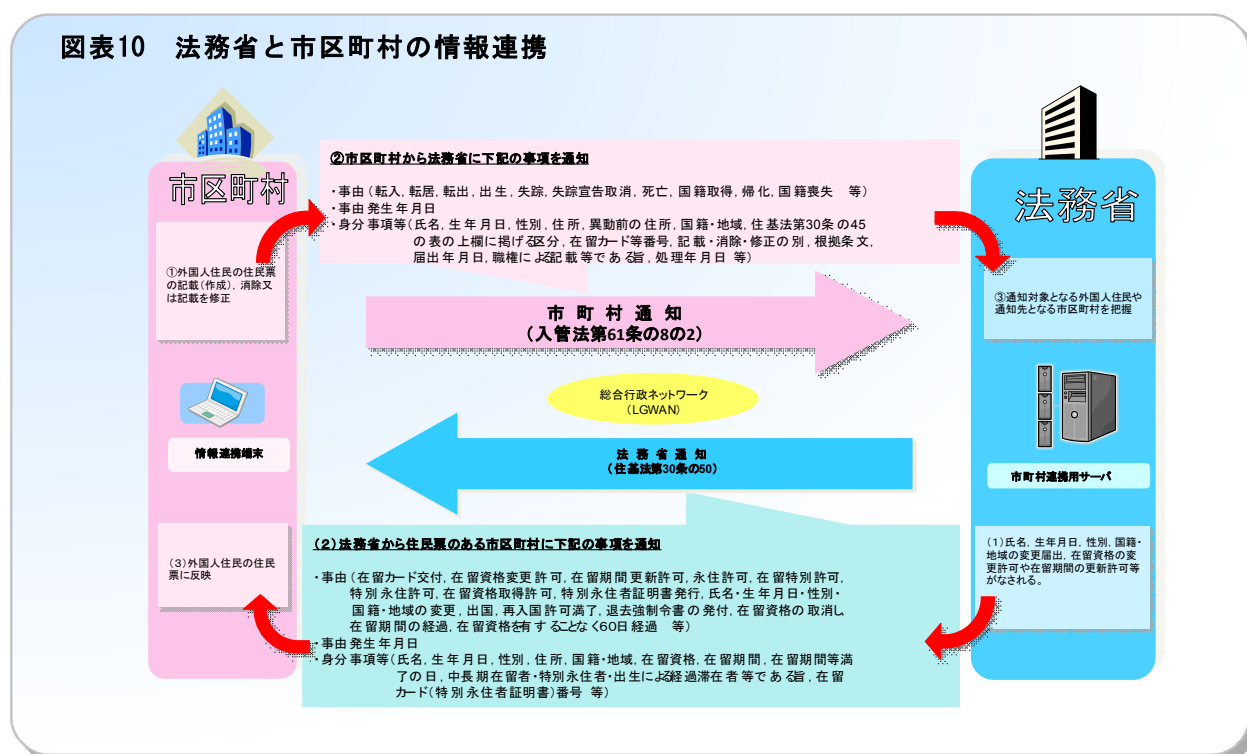
1 制度の概要

中長期在留者の在留管理制度では、在留カードの交付に係る事務は法務大臣が行い、住居地に関連する事務は地方自治法に規定する第一号法定受託事務として、市区町村において実施している。具体的には、図表10のとおり、市区町村において中長期在留者から住居地に係る届出があった場合は、在留カードに当該住居地の記載を行い、電気通信回線により法務大臣に伝達することとなっている。加えて、市区町村は、住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民に係る住民票について、転居等の事由により、その記載、消除又は記載の修正をしたときは、電気通信回線により法務大臣に通知することとなっている。

一方、法務大臣は、住民基本台帳法に定める外国人住民から氏名、生年月日、性別又は国籍・地域について変更届出があった場合や在留資格の変更許可等によって新たな在留資格や在留期間を決定した場合に、これらの情報を当該外国人住民の住民票を備える市区町村の長に対して電気通信回線により通知することとなっている。

この情報連携が電気通信回線を用いて行われることにより、法務大臣においては適正な在留管理に必要な情報を、市区町村においては住民票に記載すべき情報を、最新かつ正確に保つことが可能となった。

図表10 法務省と市区町村の情報連携



2 施行状況等

法務省と市区町村の間の情報連携に誤りがあった場合、市区町村が行う各種行政サービスや、法務大臣が行う在留管理にそれぞれ支障を来すこととなる。

正確な情報連携を行うため、市区町村からの問合せ等に対する適正な情報連携の確認・指導のほか、毎年、市区町村の事務担当者を対象に、同担当者が外国人住民の在留関連事務を確実に理解し、見識を深めるための研修会を都道府県ごとに開催しており、平成25年は34か所、平成26年は38か所、平成27年は32か所、平成28年は34か所、平成29年は40か所で実施した。また、適時、市区町村宛てに文書を発出し、確実に正確な情報連携が行われるよう努めている。

この結果、法務省と市区町村の双方が外国人の在留に関する情報及び住居地に関する情報を即時的に通知し、把握することが可能となり、それぞれが所掌する行政事務において効果的に活用できており、おおむね順調に施行されている。

また、地方入国管理官署で在留期間更新許可等を受けた外国人が市区町村の窓口に出向く必要がなくなり、外国人にとって利便性が向上した。

第4 特別永住者の届出義務

1 制度の概要

特別永住者についても一定の事由^{*23}が発生したときには、当該事由が発生した日から14日以内に市区町村の長を経由して、法務大臣に届出を行う必要がある。

特別永住者証明書に関する届出・申請に係る事務は第一号法定受託事務となっており、このうち住居地の届出については、電気通信回線を通じて市区町村から法務大臣に当該住居地の届出に係る事項を伝達することとなっている。

2 施行状況等

特別永住者が行うこととされている住居地及び身分事項に関する届出手続については、基本的に外国人登録制度を踏襲しているところ、特別永住者証明書の住居地以外の記載事項変更届出の件数は、前記図表4のとおりである。

ところで、特別永住者証明書に係る届出事項に関しては、入管法第19条の19のような調査に係る規定がないため、特別永住者が必要な届出を行っていない場合に法務大臣（当局）において調査し、届出指導を行うことができない。そのため、届出未履行の特別永住者については、適切な行政サービスを受けることができないおそれがあるほか、特別永住者としての地位を維持しているかどうかの確認を的確に行うことができない場合もあり得るので、このような未届事案に対しては、市区町村が行う住民基本台帳法第34条に規定

*23 特別永住者の届出事由

- 特別永住者証明書の住居地以外の記載事項変更届出
特別永住者証明書の記載事項のうち、身分事項に変更が生じたとき
- 住居地届出
 - ① 住居地の記載のない特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が住居地を定めたとき
 - ② 住居地を変更したとき

する調査^{*24}を依頼するなどして、正確な情報の確保に努める必要がある。

第5 外国人登録制度廃止に伴う影響

1 制度の概要

外国人登録法の廃止により、市区町村が備えていた外国人登録原票（以下「登録原票」という。）はその根拠規定が無くなり、市区町村の窓口における外国人登録原票記載事項証明書（以下「記載事項証明書」という。）の交付事務、外国人登録の訂正の申立て等も無くなった。

これを受けて、市区町村が保管していた登録原票は、平成21年改正法附則第33条に基づいて法務省が回収の上、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）で規定する個人情報ファイルとして、画像化された電磁的記録により保有することとなった。

このため、かつて外国人登録を行っていた者が登録原票の記載事項に係る情報を取得しようとする場合には、法務省に出頭し又は郵送により行個法に基づく開示請求を行うことで、法務省の保有個人情報の開示として登録原票の写しの交付を受けることができる。

2 制度廃止に伴う影響

外国人登録法に基づき外国人登録を行っていた外国人が、各種手続等で登録原票に記載された出生地、本国住所、家族関係等の情報を必要とする場合、外国人登録法廃止前は市区町村の窓口で記載事項証明書の交付を受けることで入手することができたが、外国人登録法廃止後は、法務省に保有個人情報の開示請求を行うことが必要となった。

第6 再入国許可制度の緩和

1 みなし再入国許可

（1）制度の概要

再入国許可とは、我が国に在留する外国人が一時的に出国した後、再び入国する場合には、新たな査証の取得や、改めて在留資格及び在留期間の決定を受けることを要しないなどの入国・上陸手続を簡略化する目的で法務大臣が当該外国人に与える許可である。平成24年7月施行日前の再入国許可制度においては、外国人が一時的に出国しようとする場合には、出国期間の長短にかかわらず、事前に地方入国管理官署で再入国許可を受ける必要があった。しかし、平成21年改正法において、有効な旅券と在留カード等を所持する外国人が我が国で引き続き在留するために、出国後1年以

^{*24} 住民基本台帳法第34条

一 市町村長は、定期に、第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。

二 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。（以下略）

内（特別永住者については2年以内）に再入国する意思を示して出国する場合には、再入国許可を受けたものとみなすというみなし再入国許可制度を導入した。これにより、我が国に在留する外国人が当該要件を満たして出国しようとする場合、原則として事前に再入国許可を受ける必要がなくなった。

なお、みなし再入国許可により出国した者については、後述の在外公館における再入国許可期間の延長は認められていない。

（２）施行状況等

施行当初は、みなし再入国許可による出国若しくは通常の再入国許可による出国又は再入国の意思のない出国（単純出国）のいずれを希望しているかを十分に確認できない場面も見受けられ、出国手続において混乱することもあった。この出国形態の確認問題については、出国時に入国審査官に提出する再入国出国記録の様式を改正し、再入国する意思を具体的に記載する欄を設けるなどした結果、現在、この種の問題は解消されていると考えられる。

平成24年7月施行日以降の同制度を利用した入国状況は、図表11のとおり年々増加している。

図表11：みなし再入国許可利用状況

（単位：人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
再入国許可による入国者総数	1,622,148	1,700,806	1,761,437	1,892,100	2,125,937	2,336,762
うちみなし再入国許可による入国者数	390,170	1,211,497	1,592,125	1,831,376	1,996,494	2,215,064
再入国許可に占めるみなし再入国許可の割合	24.1%	71.2%	90.4%	96.8%	93.9%	94.8%

２ 再入国許可の有効期間の伸長

（１）制度の概要

平成21年改正法により、在留期間の上限が伸長されたことに伴い、再入国許可の有効期間の上限も「3年」から「5年」（特別永住者については、「4年」から「6年」）に伸長された。

法務大臣は、再入国許可を受けて出国した者が、やむを得ない事情で再入国できない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき再入国許可の有効期間の延長を許可することができ、当該許可に係る事務を在外公館に委任している^{*25}ところ、在留期間の上限の伸長に伴い、再入国

*25 入管法第26条第5項・第6項

許可の有効期間の延長についても、再入国許可の効力を生じた日から「4年」を超えない範囲から「6年」を超えない範囲（特別永住者は、「5年」を超えない範囲から「7年」を超えない範囲）へと拡大した（ただし、1回の許可による延長期間は1年を超えることはできない。）。

（２）施行状況等

再入国許可の有効期間の延長許可件数は図表12のとおりであり、平成24年以降は従前に比べて減少しており、再入国許可の有効期間伸長が少なからず影響していると考えられる。

図表12：再入国許可の有効期間延長許可件数

（単位：件）

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
約2,060	約1,990	約1,240	約1,220	約680	約160	約230

※件数は当局記録から確認できる概数である。

第3章 在留管理制度等に係る意見・要望及びそれに係る検証

第1 在留カード等に関する検証

1 在留カード等の交付

（１）再交付に伴う手数料の有料化

ア 意見・要望

紛失等を理由とした在留カードの再交付申請が増加していることについて、この抑止策として、再交付に伴う手数料を一律に有料化することで、中長期在留者が紛失に留意するのではないか（地方入国管理官署）。

イ 意見・要望に対する検討

再交付に伴う手数料の有料化は、在留カードを紛失等したにもかかわらず再交付申請をしない者が出てくる可能性が否定できないほか、中長期在留者には在留カードの常時携帯義務を課すことから、再交付に当たって実費を求めないこととした経緯もあり、有料化の措置は困難である（在留カードの紛失等を抑止するための啓発活動を行っていくこととする。）。

（２）特別永住者証明書の即日交付

ア 意見・要望

特別永住者証明書の交付に関して、特別永住者は市区町村の窓口に申請時と交付時の2回出頭しなければならないため、即日で交付できるようにしてほしい（関係団体）。

イ 意見・要望に対する検討

特別永住者証明書を即日交付することとした場合には、同証明書の交

付に係る事務のうち、現行法では市区町村の長に委任されていない、同証明書の作成権限を市区町村の長に委任するための法整備を行う必要がある。しかし、市区町村が保有する外国人の在留情報は限られており、申請人が特別永住者としての地位を有するか否かの確認等が的確にできないおそれがある。

また、希望者に限って地方入国管理官署での即日交付を可能とするといった二者選択方式による対応も考えられるが、第一号法定受託事務として市区町村の長に委任されている事務を市区町村と国が扱うことについて法整備が必要となるほか、市区町村への事務経費負担を巡る問題が生じることとなる。

仮にこれらの問題が解決され、法律上、市区町村において特別永住者証明書の即日交付を可能とした場合であっても、新たに市区町村に特別永住者証明書の発行機器及び電算端末の配備、情報セキュリティへの対処並びに職員の確保等に、莫大な費用が必要となり、本件要望に対する措置は困難である。

なお、特別永住者証明書に係る申請・届出手続においては、代理又は取次ぎが認められているほか、特別永住者の居住地の市区町村において申請等を行うことができ、入国管理官署への出頭を要しない等の一定の利便性が確保されており、現行の仕組みによる事務手続が特別永住者に過大な負担を強いているということはないと考える。

2 在留カード等の記載事項

（１）「国籍・地域」欄への台湾表記の廃止

ア 意見・要望

「国籍・地域」欄に台湾を表記することは「二つの中国」、「一つの中国・一つの台湾」と捉えられ、一つの中国という日中共同声明に反するので、中国と表記してほしい（関係団体）。

イ 意見・要望に対する検討

台湾に対する我が国の基本的立場は昭和47年9月の日中共同声明第2項^{*26}に表明されているとおりである。

他方、我が国は、平成10年6月から、台湾の権限ある機関が発行した旅券に相当する「台湾護照」を入管法上の旅券として取り扱っているところ、これは我が国と台湾地域との人の往来を適切に把握し管理する観点から行った措置であり、在留カード等の券面に国籍のほか地域も記載できるようになったことから、台湾という「地域」を表記することとしたものであり、妥当性を欠くものではないと考える。

（２）氏名に使用する漢字の拡大

ア 意見・要望

*26 昭和47年9月日中共同声明第2項

「日本国政府は、中華人民共和国が中国の唯一の合法政府であることを承認する。」

外国人登録証明書に記載されていた簡体字・繁体字が在留カードでは正字で変換されるが、日常生活で同一人性の証明が困難になったことや漢字の意味合いや字形が異なるものもあるので簡体字等の使用を認めてほしい（関係団体）。

イ 意見・要望に対する検討

在留カード等の氏名に使用する漢字は法務省令及び法務省告示をもって定めているところ、これは平成21年9月に開催された外国人登録事務市区町村代表者会議における意見や、行政サービスに係る各種システムで利用が見込まれる氏名表記との連携を図るために正字を扱ってほしいといった市区町村からの要望^{*27}が多くあったことを踏まえ、正字を使用することとしたものである。したがって、漢字の使用範囲に簡体字等を加えることは他の行政事務の円滑な遂行に多大な影響を及ぼすおそれがあるほか、他の行政サービスで用いられる電算システムの改修も必要であり、本件要望を措置することは困難であると考ええる。

なお、簡体字から正字への変換については、当局のホームページに公開している「正字検索システム」で確認することができ、同システムを利用することにより法務省名の記載のある書面を印刷することができるので、同書面が証明書の代替手段となり得ると考えられる。

（３）通称名の記載

ア 意見・要望

在留カード等に通称名が記載されていないため、日常生活において同一人性の証明が困難になったので、在留カード等に通称名を記載してほしい（関係団体）。

イ 意見・要望に対する検討

通称名については平成21年改正法の検討の際に、在留管理制度に必要な情報ではなく、在留カードの記載事項として追加する必要はないと整理した^{*28}。

なお、住民票に通称名を記載することは可能であり、個人番号カード（マイナンバーカード）の発行を希望する中長期在留者又は特別永住者は、通称名の記載がある同カードを受領できるため、同一人性に係る証明が必要な場面においては同カードをもってその証明が可能であると考ええる。

3 在留カード等の有効期間

（１）個別通知の発送

^{*27} 平成21年10月に法務省が実施した「市区町村における簡体字等の利用者等に関するアンケート調査」の結果、市区町村の業務（住民票、国民健康保険、国民年金等の各種システム）で今後利用が見込まれる氏名表記との連携を図る必要があるため、正字を扱うこととしてほしい旨の要望が多数を占めた。

^{*28} 平成21年改正法に係る通称名についての検討内容

- ・ 的確な在留管理を行う上で、外国人の「本名」を継続的に把握しておけば十分である。
- ・ 在留カードに記載される事項は最新の情報が反映され、その信用性も極めて高く、運用上であっても、定義自体も曖昧な通称名を記載することは妥当でない。

ア 意見・要望

法務省において在留カード等の有効期間更新申請が必要な者に対して個別通知を発送してほしい（関係団体）。

イ 意見・要望に対する検討

現在、みなし特別永住者証明書から特別永住者証明書の切替が必要な者と在留カード等の有効期間更新申請が必要な16歳未満の永住者及び特別永住者に対する個別通知を実施している。

平成24年7月施行日後に在留カードの交付を受けた16歳以上の永住者が所持する在留カードの有効期間満了日の最初の到来が平成31年となり、その後3年程度は永住者による在留カードの有効期間更新申請が増加基調になると見込まれることから、今後の更新状況にも鑑みながら個別通知の発送を検討していくこととする。

（2）16歳の誕生日を迎える者の在留カード等の有効期間満了日の見直し

ア 意見・要望

16歳未満の者に交付される在留カード及び特別永住者証明書の有効期間満了日は「16歳の誕生日」とされているところ、16歳の誕生日を迎えるまでは、同居する父母等に有効期間更新申請を行う申請代理義務があるが、16歳の誕生日までに同居する父母等が同申請を行わなかった場合は、父母等の申請代理義務が消滅し、本人に申請義務が生じることとなる。しかし、本人が申請できるのは、当該16歳の誕生日1日限りとなり、誕生日までに申請を行わなかったときは、本人が刑事罰を問われることとなるため、16歳未満の者に交付する在留カード等の有効期間の満了日を見直してほしい（関係団体）。

イ 意見・要望に対する検討

16歳の誕生日を迎える者の在留カード等の有効期間更新申請については、見直しに向けた検討をする必要があると考えられる。

4 検証結果

（1）在留カード等の交付

在留カード等の交付に関しては現時点で講ずるべき必要な措置はないと考える。

（2）在留カード等の記載事項

現行の在留カードの記載事項は、中長期在留者の基本的な在留情報を即時的に把握するに当たり、十分なものであり、また、記載事項の変更届出に係る中長期在留者の負担を考慮すると、現時点では記載事項を変更（追加又は削除）すべき事情は見当たらない。

また、特別永住者は、在留管理制度の対象としておらず、我が国に在留する外国人としてその在留情報を把握するという観点からも、特別永住者証明書の記載事項は現行のもので十分であり、現時点で記載事項を変更（追加又は削除）すべき事情は見当たらない。

（3）在留カード等の有効期間

個別通知の発送により、在留カード等に切り替えていない永住者及び特別永住者の数は減少しており、一定の効果が認められることから、今後も有効期間更新申請を促すための個別通知の発送を行う方向で検討を継続していくこととする。

また、16歳の誕生日を迎える者の在留カード等の有効期間更新申請については、見直しに向けた検討が必要と考える。

第2 中長期在留者の届出義務に関する検証

1 住居地届出

住居地の届出に関しては、届出を履行していない中長期在留者に対する指導等を通じてほぼ履行されているが、住居地の届出義務を履行していない者の中には、住民票が作成されていないといった事案もあり、各種行政サービスが受けられないといった者や、納税等の義務を故意に履行していないなどの悪質な者も含まれている可能性もある。

したがって、中長期在留者に住居地の届出を確実に履行させることは、在留管理の面からだけでなく、地方自治体における適切な行政サービスの提供という観点からも必要であることから、今後も、住居地の届出の必要性を周知させる広報を引き続き実施するとともに、届出指導を粘り強く行う必要があると考えられるほか、悪質な届出違反事案に対しては積極的に警察等捜査機関への告発又は通報を行うなどの対応も必要と考えられる。

2 住居地以外の届出

（1）離婚・死別情報の市区町村からの通知

ア 意見・要望

配偶者との離婚や死別に係る届出は、在留資格該当性に影響を及ぼすことを懸念し、届出に消極的になる者もいると考えられるので、市区町村から離婚や死別に係る通知を受けられるようにするべきである（地方入国管理官署）。

イ 意見・要望に対する検討

現状においては、婚姻状況に疑義がある場合には、個別に関係機関などに照会するなどして適正に対応していくとともに、中長期在留者本人に対する届出を促すための周知を継続していく必要があるが、これらの届出の対象者の在留状況を見ながら、後記第4章第2の「在留外国人を取り巻く状況の変化への対応」の中で上記の意見・要望の必要性を検討する必要がある。

（2）配偶者の身分を有する「定住者」の離婚・死別情報

ア 意見・要望

配偶者として「定住者」の在留資格を有する者に対しても、離婚や死別した場合の届出義務を課すべきである（地方入国管理官署）。

イ 意見・要望に対する検討

「定住者」の在留資格は、法務大臣が特別な事情を考慮して在留を認

めるもので、その在留形態は多岐にわたる。例えば、我が国への定着性を理由に「定住者」の在留資格が認められている夫婦について、配偶者との離婚等が必ずしも「定住者」の在留資格の基礎となる事情に影響を及ぼすとは限らない場合もあり得る。こうした点を踏まえると、配偶者として「定住者」の在留資格で在留する者に離婚等の届出義務を課すことについては慎重に検討する必要がある。

（３）所属機関による届出の義務化

ア 意見・要望

中長期在留者に関して、より正確な情報を得るために所属機関からの届出も義務化すべきである（地方入国管理官署）。

イ 意見・要望に対する検討

雇用対策法の規定により厚生労働大臣から法務大臣に提供される外国人雇用状況届出は外国人を雇用等した事業主の義務とされているが、同届出自体を行っていない事業主が見受けられるとともに、その届出内容が不正確な者については、当局が保有する中長期在留者からの届出情報と突合できないといった問題があることから、所属機関による届出を義務化することは、より正確な情報入手が可能となり、所属機関等に関する届出を履行していない中長期在留者に対する指導が可能となるなどのメリットがある。

しかし、所属機関からの届出を義務化することは、外国人を雇用する雇用主に新たな負担を課すこととなり、平成21年改正法の附帯決議^{*29}を踏まえた検討が必要である。

3 検証結果

中長期在留者の各種届出に関しては、今後も未届出者に対する指導を積極的に行っていく必要があるほか、悪質な事案に対しては、警察等捜査機関への告発又は通報を行うなどといった対応も必要であると考ええる。

他方、中長期在留者の届出は、中長期在留者本人からの届出がなければ当局においてその活動状況を把握できず、また、届出がなされたとしても、中長期在留者の所属機関からの届出がなければ、届出内容の正確性を確認することができないといった問題がある。

したがって、今後、よりの確な在留管理を行うためには、雇用対策法に基づく外国人雇用状況届出を含め、中長期在留者及び所属機関の双方から正確な情報を確実に取得する方策について、平成21年改正法の附帯決議を踏まえつつ、検討する必要があると考えられる。

*29 平成21年改正法の附帯決議

・所属機関の届出に係る努力義務については、的確な在留管理の実現に留意しつつ、その履行が所属機関の過重な負担となることのないよう、また、届出の内容が出入国管理及び難民認定法の目的の範囲から逸脱することがなく必要最小限のものとなるよう、その運用には慎重を期すること
・法務大臣が一元的かつ継続的に把握することとなる在留外国人に係る情報が、いやしくも出入国の公正な管理を図るという出入国管理及び難民認定法の目的以外の目的のために不当に利用又は提供されることがないよう、当該情報の取扱いに当たっては個人の権利利益の保護に十分に配慮すること

第3 外国人登録制度廃止に伴う影響に関する検証

1 意見・要望とそれに対する検討

（1）法務省における出生地・本国住所に係る情報の蓄積、保有及び開示

ア 意見・要望

外国人の出生地や本国住所については、我が国における出生証明書、本国の戸籍等に係る各種証明書の取得のために必要な情報であるが、外国人登録制度の下では、外国人登録証明書に出生地が記載されていたため、例えば、親子関係を証明するために出生地情報を取得しようとする場合は、外国人登録証明書に記載されている「出生地」を手掛かりとすることができた。しかし、外国人登録制度が廃止され、これらの情報を入手することができなくなったので、法務省において外国人の出生地や本国住所に係る情報を蓄積して、必要に応じて開示してほしい（関係団体）。

イ 意見・要望に対する検討

登録原票や在留関係諸申請の申請書に記載された出生地や本国住所に関する情報については、法務省が個人情報ファイルとして画像化された電磁的記録を保有^{*30}しているため、法務省の保有個人情報として登録原票や在留諸申請記録の開示請求を行うことで、それぞれの写しを入手することが可能である。

なお、保有している情報は、申請人等が申し立てた事項を記録化した資料あるいは提出した資料に基づくものであり、当該資料に記載されている内容の正確性まで担保できず、公証書類としての機能は有していない。

（2）法務省における家族・親族情報の蓄積、保有及び開示

ア 意見・要望

登録原票に記載されていた家族関係事項について、これに代わって家族関係の公証制度を創設してほしい（関係団体）。

イ 意見・要望に対する検討

（1）のイに同じ。

（3）登録原票写しの市区町村での交付

ア 意見・要望

外国人登録制度時の記載事項証明書と同様に市区町村の窓口において登録原票の写しを即日交付してほしい（関係団体）。

イ 意見・要望に対する検討

登録原票は既に法務省において回収済みであり、当該原票を保有していない市区町村において対応することはできない。仮にこれを可能とす

*30 市区町村から回収した登録原票については、電子的記録で保有しているところ、当面、期限を設けず保有することとしている。なお、保存期間については、「法務省行政文書管理規定」に定める保存期間として最長の「30年（延長可）」の指定を行うとともに、保存期間経過後は、10年ごとの延長手続を執ることとしている。

る場合には、大幅な制度改革や全ての市区町村に開示手続を行うための法務省との情報連携システムの配備が必要である。

（４）登録原票の登録事項の訂正

ア 意見・要望

登録原票に記載された家族の身分事項に誤りがあった場合、その訂正を可能とし、その家族との関係を証明できるようにしてほしい（関係団体）。

イ 意見・要望に対する検討

法務省において登録原票を回収済みであるが、これは市区町村の長が作成した公文書を法務大臣が画像データとして保有しているにすぎず、法務大臣は訂正等を行う権限を有していない。

2 検証結果

外国人登録を行っていた者が登録原票の記載事項に係る情報を入手しようとする場合には、行個法に基づく開示請求を行うことで登録原票の写しを入手することが可能である。

また、当該開示請求については、請求から開示までに通常一週間程度の日数を要するため、記載事項証明書が市区町村の窓口で即日交付されていた外国人登録制度下での取扱いと比べると、手続に要する期間は長期化することとなったが、開示請求は郵送でも可能となっているため、出頭できない者でも郵送で請求することができることを踏まえれば、利便性に配慮しているとも言える。

なお、登録原票の記載事項の訂正については、市区町村の長が作成した公文書を法務大臣が画像データとして保有しているに過ぎず、法務大臣は訂正等を行う権限を有していない。

第４ 再入国許可制度の緩和に関する検証

1 みなし再入国許可

（１）在外公館での延長

ア 意見・要望

- ・制度の不知ややむを得ない事情により再入国許可の有効期間内に再入国できない場合がある（関係団体）。
- ・みなし再入国許可の有効期間と在留期限や別途所持している再入国許可の有効期間とを錯誤している者が多いため、有効期間内に再入国できない場合がある（地方入国管理官署）。
- ・みなし再入国許可の有効期間内に入国することができない場合、当該外国人にとって、新たに査証を取得する等、多大な負担となる（地方入国管理官署）。

イ 意見・要望に対する検討

在外公館においてみなし再入国許可の有効期間の延長を認めるべきとの要望であるが、みなし再入国許可制度は、中長期在留者の在留管理制

度において在留状況の把握が可能となり、再入国許可に際して在留状況を確認する必要性が減殺されるために一時的に海外への渡航する際の手続を簡略化することを目的とした制度であり、1年又は2年を超えるような長期間の海外渡航を想定したものではないことから、その延長もまた想定されていないものである。

2 再入国許可の有効期間の伸長

再入国許可の有効期間伸長に伴い、長期間にわたり出国している者が少なからず存在していることがわれ、在留資格の形骸化を助長するおそれもなしとしないが、相対的に見ると中長期在留者等の利便性の向上にも寄与していると認められる。

3 検証結果

みなし再入国許可制度は、我が国に在留する中長期在留者や特別永住者にとって、事前に地方入国管理官署に赴いての再入国許可申請が不要となったという点や、みなし再入国許可制度を利用した再入国者が増加している点から、大きく利便性が向上した制度改正であったと認められる。

第4章 今後の在留管理の在り方

第1 在留管理制度の課題

平成21年改正法の検証の結果、改正された各制度はおおむね適正に運用されていると考えられるが、16歳の誕生日を迎える者の在留カード等の有効期間更新申請については、見直しに向けた検討が必要であると考ええる。

また、永住者及び特別永住者（16歳の誕生日を迎える者を含む。）に対し、在留カード等の有効期間更新申請時期を知らせる個別通知については、同通知を契機に同申請を行う傾向が見られ、法違反者を生じさせないことに資するため、引き続き実施できるよう検討していく必要がある。

中長期在留者の届出制度についても、より正確な情報に基づく在留管理を行うためには、中長期在留者と所属機関の双方から正確な情報の確実な取得が必要と考えられることから、この点についても検討が必要である。

第2 在留外国人を取り巻く状況の変化への対応

平成21年改正法により導入された在留管理制度については、施行から約5年、その検討から約10年が経過したところ、この約10年の間の在留外国人数は約29パーセント増加している（図表13）。このうち、特に入管法別表2に規定する在留資格（在留資格「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び「永住者」）で我が国に在留する外国人数は増加を続けており、平成18年末には約94万人であったのに対して、平成29年末には約110万人と約16万人増加しているところ、その中でも「永住者」については、平成18年末には約39万人と在留外国人全体の約20パーセントであったものが、平成29年末には約75万人と在留外国人全体の約29パーセントを占めるほどに増

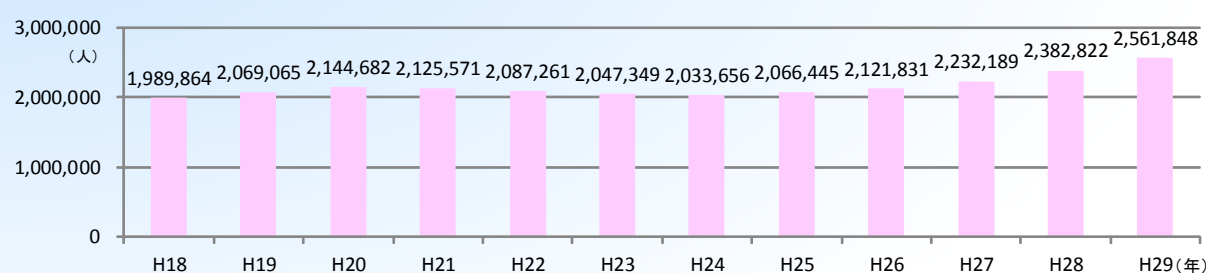
加している。

また、我が国における外国人労働者の受入れの形態も多様化しており、例えば、国家戦略特区による外国人材の受入れや、建設及び造船分野における外国人材の受入れなどのように様々な特例措置により入国・在留する外国人も増え、所属機関等に関する就労状況の届出が必要とされていない在留資格（例えば「特定活動」）を有する外国人が増加している。

加えて、政府の「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）では「在留管理基盤の強化に向けて、行政手続簡素化の原則も踏まえ、各種識別番号の活用の在り方など、外国人の就労状況を正確かつ迅速に把握するための方策を検討する。」との提言がなされ、自由民主党の「一億総活躍社会の構築に向けた提言」（平成29年5月10日一億総活躍推進本部決定）では、外国人留学生の資格外活動の時間制限緩和とともにその「管理強化」もうたわれ、具体策として行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等を改正し、当該外国人留学生の詳細な労働状況をマイナンバーとともに地方入国管理局等への報告を義務付けることが提言された。

これらを踏まえて、これまで以上に在留外国人の在留状況を正確かつ確実に把握する仕組みを構築することで、外国人の利便性の向上や必要としている行政サービスの提供等が行われるとともに、在留外国人が適法に在留していることを継続的に担保し、日本社会に安心・安全感が醸成されることで、外国人とのよりよい共生社会の実現を推進していく必要があると考えられることから、この検証結果を踏まえながら今後も在留管理の在り方について検討が必要である。

図表13：在留外国人数の推移



※ 平成23年末の統計までは、当時の外国人登録者数のうち、現行の入管法第19条の3に規定する「中長期在留者」に該当し得る在留資格を持って在留する者及び「特別永住者」の数である。

※ 平成24年末の統計からは、「中長期在留者」及び「特別永住者」の数である。

おわりに

平成21年改正法附則第61条に基づく検証は本報告書をもって終了することとするが、現行の在留管理制度においておおむね順調に施行されていると整理したものであっても、今後の我が国における外国人の受入れや在留外国人を取り巻く状況の変化に応じて、適切な在留管理が実現できるよう検討を続けていく必要がある。